

議案第 26 号

専決処分の承認について（令和 7 年度岬町後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第 2 次））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別  
紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を  
求める。

令和 8 年 6 月 3 日提出

岬町長 田 代 堯

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）

（別紙のとおり）

（理 由）

令和7年度岬町後期高齢者医療特別会計決算（見込）において、不用額及び後期高齢者医療保険料の増加に伴い、後期高齢者医療保険料納付金に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日専決

岬町長 田 代 堯

令和 7 年 度

後期高齢者医療特別会計補正予算書

( 第 2 次 )

大阪府泉南郡岬町

令和 7 年度大阪府泉南郡岬町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 次)

令和 7 年度大阪府泉南郡岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 次)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 6 9 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0 4, 9 0 7 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 3 1 日専決

大阪府泉南郡岬町長 田 代 堯

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	304,104	13,526	317,630
	1 後期高齢者医療保険料	304,104	13,526	317,630
4	繰入金	92,102	△4,828	87,274
	1 一般会計繰入金	92,102	△4,828	87,274
	歳入合計	396,209	8,698	404,907

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	387,907	8,698	396,605
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	387,907	8,698	396,605
	歳出合計	396,209	8,698	404,907





2 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料 13,526千円  
 1 項 後期高齢者医療保険料 13,526千円

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 特別徴収保険料	191,984	7,422	199,406
2 普通徴収保険料	112,120	6,104	118,224
計	304,104	13,526	317,630

4 款 繰入金 △4,828千円  
 1 項 一般会計繰入金 △4,828千円

2 保険基盤安定繰入金	84,811	△4,828	79,983
計	92,102	△4,828	87,274

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1 現年度分	7,422	保険年金課 現年度分 7,422
1 現年度分	6,104	保険年金課 現年度分 6,104

1 保険基盤安定繰入金	△4,828	保険年金課 保険基盤安定繰入金 △4,828
-------------	--------	------------------------------

### 3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 8,698千円  
 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金 8,698千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	千円 387,907	千円 8,698	千円 396,605	千円	千円	千円 8,698	千円
計	387,907	8,698	396,605	0	0	8,698	0

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	千円 8,698	千円 保険年金課 後期高齢者医療保険料納付金 13,526 基盤安定納付金 △4,828